

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 6 - 外 1 - 2

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 6 月26日

【会社名】 株式会社大韓航空
(KOREAN AIR LINES CO., LTD.)

【代表者の役職氏名】 禹 基洪
代表取締役
(Kee-Hong Woo, Representative Director)

【本店の所在の場所】 大韓民国07505ソウル特別市江西区八ヌルギル260
(260 Haneul-gil, Gangseo-gu, Seoul 07505, Korea)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒丸博善
弁護士 海江田光
弁護士 松尾和廣
弁護士 渡邊淳平

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木六丁目10番 1 号
六本木ヒルズ森タワー23階
T M I 総合法律事務所

【電話番号】 (03) 6438-5511

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒丸博善
弁護士 海江田光
弁護士 松尾和廣
弁護士 渡邊淳平

【連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番 1 号
六本木ヒルズ森タワー23階
T M I 総合法律事務所

【電話番号】 (03) 6438-5511

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】 韓国輸出入銀行保証株式会社大韓航空第 5 回円貨社債 (2026)
200億円

【発行登録書の内容】

| | |
|----------------|---------------|
| 提出日 | 2024年9月30日 |
| 効力発生日 | 2024年10月8日 |
| 有効期限 | 2026年10月7日 |
| 発行登録番号 | 6 - 外1 |
| 発行予定額又は発行残高の上限 | 発行予定額 1,000億円 |

【これまでの募集実績】

(発行予定額を記載した場合)

| 番号 | 提出年月日 | 募集金額 | 減額による 訂正年月日 | 減額金額 |
|------------|------------|-----------------|----------------|------|
| 6 - 外1 - 1 | 2025年1月17日 | 30,000,000,000円 | | 該当なし |
| 実績合計額 | | 30,000,000,000円 | 減額総額 | 0円 |

【残額】 (発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 70,000,000,000円

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】 (発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額)

該当事項なし

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

(注) 1. 本書に記載の「ウォン」は大韓民国の通貨を、また「円」は日本国の通貨を、それぞれ指す。

2. 本書において、別段の記載がある場合または文脈上別段に解すべき場合を除き、「当社」または「発行会社」とは、株式会社大韓航空 (Korean Air Lines Co., Ltd.) を指す。

「保証人」とは、韓国輸出入銀行を指す。

「韓国」とは大韓民国を、また「政府」とは韓国政府を、それぞれ指す。

第一部【証券情報】

< 韓国輸出入銀行保証株式会社大韓航空第5回円貨社債（2026）に関する情報 >

第1【募集要項】

本「第1 募集要項」には、株式会社大韓航空（以下「発行会社」または「当社」という。）が発行する韓国輸出入銀行保証株式会社大韓航空第5回円貨社債（2026）（以下「本社債」という。）についての記載がなされている。

1【社債（短期社債を除く。）の募集】

| 銘 柄 | 韓国輸出入銀行保証株式会社大韓航空第5回円貨社債（2026）（注） | | |
|----------|-----------------------------------|-------------------|-----------|
| 記名・無記名の別 | 該当なし | 券面総額又は 振替社債の総額 | 200億円 |
| 各社債の金額 | 1億円 | 発行価額の総額 | 200億円 |
| 発行価格 | 各社債の金額100円につき100円 | 利 率（％） | 年2.000% |
| 利払日 | 毎年1月6日および7月6日 | 償還期限 | 2029年7月6日 |
| 募集の方法 | 一般募集 | 申込証拠金 | な し |
| 申込期間 | 2026年6月26日 | 払込期日 | 2026年7月6日 |
| 申込取扱場所 | 別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店 | | |

（中略）

引 受 人

| 元引受契約を締結した金融商品取引業者 | | 引受金額 （百万円） | 元引受けの条件 |
|--------------------|-----|---------------|---------|
| 会 社 名 | 住 所 | | |
| | | | |

| | | | |
|-----------------------|-----------------------|---|---|
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目 9番2号 | 共同主幹事会社が連帯して本社債の発行総額を引受けるので、個々の共同主幹事会社の引受金額はない。 | 本社債の発行総額は、発行会社、保証人および共同主幹事会社の間で2026年6月26日に調印された元引受契約に従い共同主幹事会社により連帯して買取引受けされ、一般に募集される。共同主幹事会社に対して支払われる本社債の幹事、引受けおよび販売に係る手数料の合計は、本社債の総額の0.50%に相当する金額である。 |
| みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区大手町一丁目 5番1号 | | |
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目 13番1号 | | |
| (以下「共同主幹事会社」と総称する。) | | | |
| 合 計 | | 20,000 | |

財務代理人とその職務

(中略)

本社債に関する発行会社および(適用ある場合は)保証人の財務代理人兼発行・支払代理人(以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。)は、株式会社みずほ銀行とする。財務代理人は、本社債に関する社債の要項(以下「社債の要項」という。)、本社債に関する保証の要項(以下「保証の要項」という。)、発行会社と保証人と財務代理人との間の2026年6月26日付の財務および発行・支払代理契約証書(以下「財務代理契約」という。)および振替機関業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社または保証人のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。財務代理契約(社債の要項および保証の要項を含む。)の写しは、本社債の全額償還から1年を経過するまで、財務代理人の本店に備置かれ、その通常の営業時間内において、本社債権者の閲覧または謄写に供される。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。

(中略)

利息支払の方法

本社債の利息は2026年7月7日(その日を含む。)からこれを付し、毎年1月6日および7月6日の2回、各々その日(その日を含む。)までの6か月分を日本円により後払いする。本「利息支払の方法」において定められる各利払いの日を、以下「利払日」という。6か月以外の期間についての利息は、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。

(中略)

償還の方法

(1) 満期償還

本社債は、それまでに償還されまたは買入消却されていない限り、2029年7月6日に本社債の金額の100%で日本円により償還される。

(中略)

(2) 税制上の理由による早期償還

()韓国、その下部行政主体、それらの課税当局もしくはそれらの域内の課税当局の法令の変更もしくは改正またはかかる法令の適用もしくは公権的解釈の変更(かかる変更または改正が本社債の発行日より

後に効力を生じる場合に限る。)の結果、次回の利払日に、発行会社または場合により保証人が追加額(下記「摘要 - 4 税制上の理由による追加の支払い - (イ)」に定義する。)の支払義務を負っているかもしくは負うこととなる場合で、かつ()発行会社または場合により保証人が利用することのできる合理的な手段を用いてもかかる支払義務を回避できない場合、発行会社は、その選択によりいつでも、本社債の全部(一部は不可)を下記の償還価格で償還期日(その日を含む。)までの経過利息を付して償還することができる。ただし、かかる償還の公告は、本社債に関してある日に支払期限が到来したと仮定すれば発行会社または保証人がかかる追加額の支払義務を負うこととなる最も早い日の90日前よりも前に行うことはできない。

| | |
|------------------------|----------------|
| 2027年7月5日以前 | 本社債の金額の100.50% |
| 2027年7月6日から2028年7月5日まで | 本社債の金額の100.25% |
| 2028年7月6日以降 | 本社債の金額の100.00% |

(中略)

摘 要

1 信用格付

(a) 信用格付業者による信用格付

本社債について、発行会社は、2026年6月26日付で、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含む。)第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者である株式会社格付投資情報センター(登録番号:金融庁長官(格付)第6号)(以下「R&I」という。)からAA-の格付を取得している。

(後略)

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

| 払込金額の総額 | 発行諸費用の概算額 | 差引手取概算額 |
|---------|-----------|---------|
| 200億円 | 1億円 | 199億円 |

(後略)

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4【その他の記載事項】

「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書類の表紙に発行会社および保証人の名称、本社債の名称ならびに以下の記述を記載する。

「本書および本社債に関する2026年6月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、両方の内容を合わせてご覧下さい。ただし、本書では2026年6月26日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては、一部を省略しております。」

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2025年度）（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
2026年6月24日に関東財務局長に提出

2【半期報告書】

該当事項なし

3【臨時報告書】

該当事項なし

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし

5【外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし

7【訂正報告書】

該当事項なし

第2【参照書類の補完情報】

参照書類として上記に掲げた有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、2026年6月24日に提出された訂正発行登録書に掲げる事項を除き、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類の提出日（2026年6月26日）までの間において、重大な変更その他の事由は生じていない。

また、本発行登録追補書類の提出日（2026年6月26日）現在、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項についての発行会社の判断に変更はなく、2026年6月24日に提出された訂正発行登録書に添付されている「有価証券報告書の提出日以後に発生した重要な事実」と題する書面に記載された事項を除き、本発行登録追補書類において、さらに述べる必要のある将来に関する事項は存在しない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第四部【保証会社等の情報】

< 韓国輸出入銀行保証株式会社大韓航空第5回円貨社債（2026）に関する情報 >

第1【保証会社情報】

1【保証の対象となっている社債】

第一部「証券情報」に掲げた韓国輸出入銀行保証株式会社大韓航空第5回円貨社債（2026）

2【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

日本において継続開示義務を負う、本社債の保証人である韓国輸出入銀行に関する事項は以下のとおりである。

(1)【保証会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

| | | | | |
|------|---|---------------|---|------------|
| 会計年度 | [| 自 2025年1月1日 |] | 2026年6月24日 |
| | | 至 2025年12月31日 | | 関東財務局長に提出 |

【半期報告書】

該当事項なし

【臨時報告書】

該当事項なし

【訂正報告書】

該当事項なし

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

3【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当事項なし

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし

第3【指数等の情報】

該当事項なし